

全体（年度）評価

◆総合評価

| 評 価 |
|-----|
| A |

○総合評価コメント

第3期中期目標期間の初年度として、産業技術センター利用者の拡大、企業ニーズの把握とその情報共有体制の充実を図るなど、中期目標達成に向けて順調にスタートした。

特に、センターの基幹業務である機器利用及び依頼試験・分析は、前年度を大幅に上回るなど、既にその成果が表れてきている。また、研究開発や人材育成についても企業ニーズに即した設定がなされており、今後の成果に結びつくことを期待したい。

財務状況も、組織的な業務運営の効率化の結果により経費削減が進み、事業収入の増加と合わせて財務内容の改善が達成されている。

このような状況を踏まえ、総合評価を A（計画を上回って業務が進捗している）とする。

◆個別評価

(1) 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

積極的な企業訪問や地域に密着した信用金庫等との連携により、センターが取り組むべき技術的課題の発掘やセンター利用者の新規開拓・拡大に努力し、さらに、センター内の情報共有の強化、ニーズ分析を基にした技術支援内容の充実を図ったことは高く評価できる。

また、企業ニーズに即した機器整備や日本工業規格に準拠した試験メニューの追加、小規模事業者に対する利用料減免などを実施した結果、機器利用及び依頼試験・分析の増加に繋がり、県内製品の品質の安定化などに貢献した。

人材育成においては、個々の企業に即したオーダーメイド型の研修などを実施し、企業の技術力の向上に貢献した。また、「次世代デバイス技術実践的人材育成プログラム」で行った将来の成長分野における技術人材の育成は、本県産業の発展にとって非常に重

要であり、引き続き積極的に進めていただきたい。

今後は、支援内容の充実とともに、多くの県内企業の新事業や新分野への挑戦を導く先導的プロジェクトをセンターが中心となって実施することを期待する。

(2) 業務運営の改善及び効率化に関する事項

企画・連携推進部の新設、農商工連携や6次産業化に対応する職員の配置など組織体制の見直しを行った。その結果として、センターの機動性が高まることで、最終的に成果に結びついていくことを期待する。

職員の能力開発については、職員研修、外部機関での研修、博士号や技術士などの取得推進など、着実に実施している。

(3) 財務内容の改善に関する事項

業務運営の効率化により経費削減に努力し、さらに県内小規模事業者のセンター利用を促進した結果、機器利用等による収入が大幅に増加し、財務内容の改善が図られたことを高く評価する。今後、これによって得た剰余金をセンター機能の維持・発展に有効活用し、さらなる成果に結びつけていくことを期待する。

(4) その他業務運営に関する重要事項、その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

コンプライアンス体制の確立とその徹底に関しては、各種委員会による管理体制を整えており、関連法令順守、情報セキュリティ、労働安全衛生管理の徹底について引き続き適正な対応を期待する。環境負荷の低減、およびその他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項についても概ね計画どおり進捗しているものと評価する。

平成27年度 項目別評価

資料2

| 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 自己評価 | 項目別評価単位 | 特記事項 |
|------------------------------------|----------------------------------|---|----|------|---------|--|
| I 中期目標の期間【H27年4月1日～H31年3月31日(4年間)】 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 1 中小企業等の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 | | | | A | A | 1 積極的な訪問等による新規開拓・拡大を行い、技術的課題の発見とその解決に努力しており、企業による機器利用及び依頼試験・分析の件数が増加している。新事業の創出についても中期計画の初年度から一定の成果を上げ始めていることから、計画を上回って進捗していると評価する。 |
| | | (1) 県内企業の技術的課題解決のための技術相談 | | A | A | (1)これまで産業技術センター(以下、センター)の利用実績がなかった県内企業(162社)への訪問や3信用金庫との連携、農産加工グループなどへの現地支援等により新たな関係性の構築を行ったことや、業務実績データベースを改修して技術支援ニーズの分析を可能とし、3研究所および本部との情報共有を強化したことは評価される。今後は、新規開拓した企業への支援の充実やニーズ分析を基にした支援内容の強化により、より多くの成果に結びつけて行かれることを期待する。 |
| | | (2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための県内企業への機器利用、依頼試験・分析 | | A | A | (2)センターの基幹業務である機器利用及び依頼試験・分析が前年度に比較して大きく増加しており、企業ニーズにマッチした機器整備、工業規格に準拠した試験メニューの反映、さらには、「小規模事業者減免制度」の創設など、県内企業の製品の品質安定化などに大きく貢献したとして高く評価できる。 |
| | (3) 県内企業等が挑戦する新事業の創出、新分野進出のための支援 | | | A | B | (3)センターを中心とする研究会の取組みが、今後、多くの県内企業の新事業や新分野への挑戦に繋がっていくことを期待する。平成27年度の3件の技術移転案件については、その後の状況についても継続的に把握し、関連機関と連携してフォローアップ等により、成功に導かれることを期待する。 |
| 2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発 | | | | | | (1)研究成果から生まれた技術移転が5件(その他6件)であり、企業への技術移転については、トータルで年度計画の数値目標を概ね達成したと判断する。今後も、さらに企業ニーズを意識し「出口＝実用化」を見据えた研究開発を進められることを期待する。 |
| | | (1) 県内企業への技術移転を常に意識した研究開発 | | A | B | |
| | | (2) 県内企業、大学、研究機関等との連携による共同研究及び受託研究 | | A | B | (2)企業や関連機関との連携による共同研究や企業からの受託研究がなされており、概ね進捗していると評価する。今後は、センターがリーダーシップをとった共同研究やプロジェクトが活発に行われることを期待する。 |
| | (3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及 | | | A | B | (3)研究成果については積極的かつ速やかに知的財産化を図っていることは評価される。出願の数値目標も達成出来た。 |
| 3 鳥取県で活躍する産業人材の育成 | | | | A | B | 県内製造業のレベルアップを目的に行った食品加工の一連の知識と技能の習得のための「食品開発・品質技術人材育成事業」や個々の企業に即したオーダーメイド型の研修「ものづくり人材育成塾」等は、今後の県内産業の振興にとって重要である。また、「次世代デバイス技術実践的人材育成プログラム」のように、将来発展が期待できる分野に挑戦できる人材育成についても積極的に進めていただきたい。 |

| | | | |
|---------------------------------|---|---|---|
| 4 産学金官連携の推進 | B | B | 新しく協定が締結された「とっとりイノベーションファシリティネットワーク」や、県内信用金庫との連携体制など産学金官の連携ネットワークの基礎的構築が整備されつつあることから、同ネットワークの活用により県内企業の技術開発や事業化支援が推進されていくことを期待する。 |
| 5 積極的な情報発信、広報活動 | B | B | 研究成果発表会や多様な媒体を活用した情報発信を定期的実施されており、順調に行われている。 |
| | | | |
| 1 機動性の高い業務運営 | A | B | 1 企画・連携推進部の新設など組織体制の見直しを行った。これによりセンターの機動性が高まり、今後の活動が向上し、その結果として成果に結びつくことを期待する。 |
| 2 職員の能力開発 | A | B | 2 年度途中にも関わらず大学に派遣するなど、目的達成に向けての積極的な研修実施は評価できる。今後の県内企業の先導役となるセンター職員の能力開発のため、定期的な職員研修だけでなく、このような必要に応じたプロジェクト的な研修実施も重要である。 |
| | | | |
| 1 予算の効率的運用 | A | A | センター機能の集約化、情報共有の一元化、一部事業の外部委託などセンター全体の業務運営の効率化を図るとともに、企業の機器利用等の増加による収入増により財務内容の改善が図られたことを評価する。今後、同剰余金をセンター機能の維持・発展に有効活用し、さらなる成果に結びつけていくことを期待する。 |
| 2 自己収入の確保 | A | A | |
| 3 予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画 | | | |
| (1) 予算(人件費の見積りを含む) | | | |
| (2) 収支計画 | | | |
| (3) 資金計画 | | | |
| 4 短期借入金の限度額 | | | |
| 5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画 | | | |
| 6 剰余金の使途 | | | |
| | | | |
| 1 コンプライアンス体制の確立と徹底 | A | B | 1 コンプライアンス体制の確立とその徹底に関しては、センター内の各種委員会による管理体制を整えており、関連法令の順守、情報セキュリティ等についても引き続き確かな対応を期待する。 |
| (1) 法令遵守及び社会貢献 | | | |
| (2) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 | | | |
| (3) 労働安全衛生管理の徹底 | | | 2 環境負荷の低減については、これまでの外部審査機関からセンターの自主的運用に変更したことから、今までの経験をもとに引き続きPDCAサイクルにて適正に行われることを期待する。 |
| 2 環境負荷の低減と環境保全の促進 | B | B | |
| | | | |

| | | | | |
|---|---|---|--|--|
| 1 施設及び設備に関する計画 | / | / | | |
| 2 出資、譲渡その他の方法により、県から取得した財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 | / | / | | 新たな課題(6次産業化や農商工連携)に対応する人員配置や、各研究所の特任研究員の連携強化など効果的な人員体制を整備した。 |
| 3 人事に関する計画 | A | B | | |

財務諸表の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

法人の財務諸表を県知事が承認するにあたっては、中立性・公平性を高める観点から、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。（地独法第34条第3項）

2 事務局確認事項

事務局において、合規性と表示内容の適正性の観点から確認を行った。

なお、財務諸表等の数値については、監事による監査を経たものであるため、主要な計数等についての確認を行った。

(1) 合規性

| チェック項目 | チェック結果 |
|--------------------|---|
| 提出期限の遵守（法第34条第1項） | 6月27日に財務諸表等を提出 |
| 必要な書類の提出（法第34条第2項） | 以下の書類を提出した。 ① 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書、附属明細書） ② 事業報告書 ③ 決算報告書 ④ 監査報告書 |
| 監査報告書での考慮すべき意見 | 適正であるとの意見表示であり、指摘事項等の特段の意見はなかった。 |

(2) 表示内容の適正性

| チェック項目 | チェック結果 |
|-------------------------|--|
| 記載すべき事項について、遺漏がないか。 | 財務諸表等の提出を受けたすべての書類について、表示科目、会計方針、注記等について、遺漏がないことを確認した。 |
| 計数は整合しているか。 | 計数の合計等の基本的な計数について整合を確認した。 |
| 書類相互間における数値の整合性は取れているか。 | 主要表と附属明細書との相互間における整合など、書類相互間における数値の整合を確認した。 |

【参考】地方独立行政法人法
(財務諸表等)

第三十四条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を付けなければならない。

3 設立団体の長は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 (略)

中期計画に定める使途（事業等）に充てられる剰余金の額の承認に係る意見聴取について

1 意見聴取の根拠

決算における剰余金は、原則として「積立金」として整理しなければならないが、県知事の承認を受けて、「目的積立金」として、中期計画に定める剰余金の使途（※）に充てることができる。ただし、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。（地方独立行政法人法第40条）

（※）鳥取県産業技術センターの中期計画に定める剰余金の使途

「4 剰余金の使途：決算において剰余金が発生した場合は、企業支援業務の充実強化及び組織運営、施設・機器の整備、改善に充当する。」

2 平成27年度決算における剰余金の概要

○剰余金 113,628千円

（内訳）

自己収入の増加によるもの 26,429千円

効率的な業務運営によるもの 87,199千円

3 剰余金処分【案】

●目的積立金へ、113,628千円を計上

※中期計画であらかじめ定められている「剰余金の使途」に使用可能となる。

●積立金は0円（計上なし）

※損益計算において発生した損失に充当するもの。

【参考】剰余金を「目的積立金」に充当する場合の考え方

（1）損失の処理が不要であること

当該法人は繰越損失が存在せず、したがって、平成27年度決算により生じた剰余金をもって、繰越損失を埋める必要がないこと。

（2）剰余金は法人の経営努力の結果生じたものであると認められること。

○経営努力認定の考え方

法人の運営費交付金債務は、退職一時金以外については全て行うべき事業を行うことを前提とした「期間進行基準」により収益化していることから、法人において当該年度に行うべき事業を予定どおり行えば、基本的には収支が均衡することになるものであること。

したがって、行うべき事業を予定どおり行った場合（※）であって、なお剰余金が生じた場合は、これを法人の業務運営の効率化等の経営努力の結果生じたものとするのが妥当であること。

（※）法人が当該年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かの判断基準

法人が、中期計画に記載されている当該事業年度に行うべき事業を予定どおり行ったか否かに係る判断基準は、他都県の公設試験場における経営努力認定の考え方を参考に、次のとおりとしたこと。

| 区分 | 具体的な内容 | 剰余金処分の取扱い |
|-----------------|--|---------------------------------------|
| 行うべき事業を行った場合 | 当該年度の項目別評価において、すべての項目で評価「B」以上（「概ね計画どおりに業務が進捗している」）であること。 | 剰余金全額を「目的積立金」として処分 |
| 行うべき事業を行わなかった場合 | 当該年度の項目別評価において、評価「C」以下（「計画に対して業務の進捗がやや遅れている。」）の項目があること。 | 剰余金のうち、評価「C」以下の項目に係る事業相当額は、「積立金」として処分 |

【参考1】地方独立行政法人法上の剰余金の取扱いについて

○地方独立行政法人法

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 (略)

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する剰余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その剰余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 (略)

5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。

6 (略)

【参考2】地方独立行政法人の経営努力認定について

○地方独立行政法人会計基準

第72 法第40条第3項による承認の額

利益の処分に関する書類において、目的積立金として整理しようとするときは、「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」としてその総額を表示しなければならない。（参考）

<参考> 経営努力認定の考え方について

1 利益の処分に関する書類における「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」（承認前にあっては「地方独立行政法人法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けようとする額」）は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額である。

2 上記1の額の処分先としては、地方独立行政法人自体の動機付け確保の観点から、設立団体の長の承認を得て中期計画で定められることとなるが、地方独立行政法人の公共性等の性質により、その処分内容についてはいかなるものであっても認められるというものではなく、合理的な用途でなければならない。

3 「法第40条第3項により設立団体の長の承認を受けた額」が、地方独立行政法人の経営努力により生じたものであることについては、地方独立行政法人が自らその根拠を示すものとする。

4 具体的には、以下の考え方によるものとする。

- (1) 運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること。
- (2) 費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画等の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）
- (3) その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であること。

目的積立金の推移

| 区分 | | 業務費 | 人件費 | 合計 | |
|-------------|--------|----------------------|--------------|-------------|--------------|
| 第 1 期 | 平成19年度 | 目的積立金 保有額金額 | 0 | 0 | |
| | 平成20年度 | 積立額 (H19年度剰余金) | 83,678,384 | 44,398,480 | 128,076,864 |
| | | 取崩額 | △ 38,587,500 | 0 | △ 38,587,500 |
| | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 45,090,884 | 44,398,480 | 89,489,364 |
| | 平成21年度 | 積立額 (H20年度剰余金) | 43,767,553 | 38,374,249 | 82,141,802 |
| | | 取崩額 | △ 23,561,475 | 0 | △ 23,561,475 |
| | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 65,296,962 | 82,772,729 | 148,069,691 |
| | 平成22年度 | 積立額 (H21年度剰余金) | 35,570,612 | 21,614,370 | 57,184,982 |
| | | 取崩額 | △ 37,259,250 | 0 | △ 37,259,250 |
| | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 63,608,324 | 104,387,099 | 167,995,423 |
| | 第1期積立金 | 未処分剰余金 (H22年度剰余金) | 19,514,524 | 21,237,367 | 40,751,891 |
| | | 計 | 積立金保有額 | 83,122,848 | 125,624,466 |
| | | 第2期へ繰越 | 県へ全額返還 | | |

| 区分 | | 業務費 | 人件費 | 合計 | |
|-------------|----------------------|-------------------|--------------|-------------|--------------|
| 第 2 期 | 平成23年度 | 積立額 (第1期剰余金) | 83,122,848 | 0 | 83,122,848 |
| | | 取崩額 | △ 13,944,000 | 0 | △ 13,944,000 |
| | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 69,178,848 | 0 | 69,178,848 |
| | 平成24年度 | 積立額 (H23年度剰余金) | 30,293,539 | 28,149,484 | 58,443,023 |
| | | 取崩額 | △ 58,570,209 | 0 | △ 58,570,209 |
| | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 40,902,178 | 28,149,484 | 69,051,662 |
| | 平成25年度 | 積立額 (H24年度剰余金) | 31,421,467 | 35,727,973 | 67,149,440 |
| | | 取崩額 | △ 36,417,500 | 0 | △ 36,417,500 |
| | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 35,906,145 | 63,877,457 | 99,783,602 |
| | 平成26年度 | 積立額 (H25年度剰余金) | 87,835,084 | 17,520,727 | 105,355,811 |
| | | 取崩額 | △ 65,319,000 | 0 | △ 65,319,000 |
| | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 58,422,229 | 81,398,184 | 139,820,413 |
| 第2期積立金 | 未処分剰余金 (H26年度剰余金) | 109,811,463 | 11,879,991 | 121,691,454 | |
| | 計 | 積立金保有額 | 168,233,692 | 93,278,175 | 261,511,867 |
| | | 第3期へ繰越 | 県へ全額返還 | | |

目的積立金の推移

| 区分 | | 業務費 | 人件費 | 合計 | |
|-------------|--------|----------------------|----------------------|-------------|--------------|
| 第 3 期 | 平成27年度 | 積立額 (第2期剰余金) | 168,233,692 | 0 | 168,233,692 |
| | | 取崩額 | △ 47,606,400 | 0 | △ 47,606,400 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 120,627,292 | 0 |
| | 平成28年度 | 積立額 (H27年度剰余金) | 97,570,586 | 16,057,528 | 113,628,114 |
| | | 取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 218,197,878 | 16,057,528 |
| | 平成29年度 | 積立額 (H28年度剰余金) | 0 | 0 | 0 |
| | | 取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 218,197,878 | 16,057,528 |
| | 平成30年度 | 積立額 (H29年度剰余金) | 0 | 0 | 0 |
| | | 取崩額 | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 目的積立金 保有額金額 | 218,197,878 | 16,057,528 |
| | 第3期積立金 | 未処分剰余金 (H30年度剰余金) | 0 | 0 | 0 |
| | | 計 | 積立金保有額 【剰余金処分(案)】 | 218,197,878 | 16,057,528 |
| | | | 第4期へ繰越 | 県へ全額返還 | |

【目的積立金による整備内容】

〔単位：円〕

| 年度 | 機器名等 | 導入年月日 | 取得額（円） | 財源内訳 |
|----------|-----------------------------------|-------------------|-------------|---|
| 平成 20 | プラスチック成形評価装置 | H21. 2. 25 | 55,650,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 真空凍結乾燥機 | H21. 2. 23 | 21,525,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 計 | | 77,175,000 | 積立金取崩 38,587,500 国 38,587,500 |
| 21 | ファインショットブラスト | H21. 11. 25 | 3,570,000 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | キャス試験機 | H21. 12. 9 | 6,298,950 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 強電界電磁波試験装置 | H22. 2. 23 | 37,254,000 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 計 | | 47,122,950 | 積立金取崩 23,561,475 自転車振興会 23,561,475 |
| 22 | 高分解能揮発性有機化合物分析装置 | H22. 9. 13 | 19,845,000 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 万能材料試験機 | H22. 10. 1 | 19,183,500 | 積立金取崩1/2 自転車振興会1/2 |
| | 高解像画像処理装置 | H22. 12. 20 | 10,500,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | X線回析装置 | H22. 12. 9 | 24,990,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 計 | | 74,518,500 | 積立金取崩 37,259,250 自転車振興会 19,514,250 国 17,745,000 |
| 23 | 非接触三次元デジタイザー | H23. 9. 27 | 29,967,000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | 表面加飾作製装置 | H23. 10. 13 | 11,865,000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | 計 | | 41,832,000 | 積立金取崩 13,944,000 自転車振興会 27,888,000 |
| 24 | 顕微レーザーラマン分析システム | H25. 2. 4 | 22,365,000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | スクラッチテスタ | H25. 2. 12 | 12,600,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 全自動分析装置 | H25. 2. 6 | 12,495,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | におい識別装置 | H25. 3. 25 | 9,492,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 酒造プラント室内改修工事関係（備品を含む） | H24. 12. 25 ほか | 16,163,700 | 左のうち濾過装置及び冷却機は積立金取崩1/2 国1/2、 その他は積立金取崩のみ |
| | 機械素材研究所駐車場舗装工事ほか大規模修繕 | H24. 7. 3 ほか | 17,964,240 | 積立金取崩のみ |
| | 計 | | 91,079,940 | 積立金取崩 58,570,209 自転車振興会 14,910,000 国 17,599,731 |
| 25 | 音響分布解析装置 | H25. 12. 10 | 30,943,500 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | ハイブリッド型液体クロマトグラフ質量分析計 | H26. 3. 14 | 52,206,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 計 | | 83,149,500 | 積立金取崩 36,417,500 自転車振興会 20,629,000 国 26,103,000 |
| 26 | 複合環境振動試験装置（振動試験装置） | H27. 2. 23 | 32,119,200 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | 複合環境振動試験装置（恒温恒温槽） | H27. 2. 23 | 9,828,000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | 転動流動造粒コーティング装置 | H27. 1. 30 | 15,098,400 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 攪拌造粒機 | H27. 1. 30 | 5,994,000 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 減圧乾燥機 | H26. 12. 19 | 6,253,200 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 真空ガス置換包装機 | H26. 12. 19 | 2,667,600 | 積立金取崩1/2 国1/2 |
| | 高精度型3Dプリンター | H26. 5. 27 | 6,809,400 | 積立金取崩のみ |
| | 複合・大型3Dプリンター | H26. 7. 18 | 28,350,000 | 積立金取崩のみ |
| | 計 | | 107,119,800 | 積立金取崩 65,319,000 自転車振興会 27,964,800 国 13,836,000 |
| 27 | マイクロスコープ | H27. 12. 7 | 10,692,000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | マクロスコープ | H27. 12. 17 | 7,452,000 | 積立金取崩1/3 自転車振興会2/3 |
| | レーザーSPM複合顕微鏡・アクティブ除振台内蔵防音エンクロージャー | H28. 2. 2 | 21,340,800 | 積立金取崩1/2 国1/2 ただし、保守部分については補助対象外なので、積立金取崩対応 |
| | 高精度三次元計測機リフレッシュ | H27. 9. 29 | 12,852,000 | 積立金取崩のみ |
| | キセノンテスター | H27. 11. 11 | 17,712,000 | 積立金取崩のみ |
| | 計 | | 70,048,800 | 積立金取崩 47,606,400 自転車振興会 12,096,000 国 10,346,400 |

合計 592,046,490

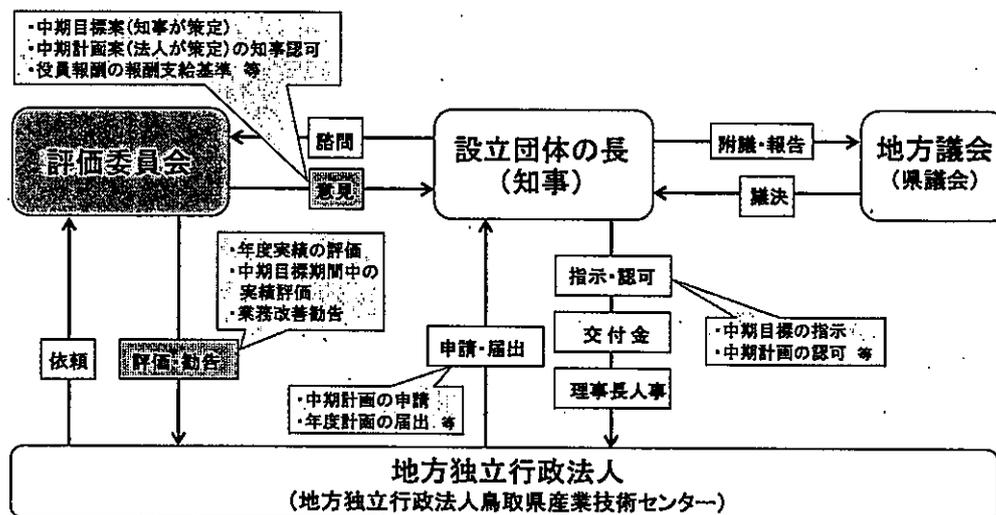
参考資料 (別冊)

1. 地方独立行政法人制度について
2. 関係法令

地方独立行政法人制度について

1 地方独立行政法人とは

3～5年の中期目標、中期計画により計画的に業務を遂行し、遂行状況を第三者機関である評価委員会が評価、勧告するとともに、評価に基づき、中期目標期間終了時に、組織・業務の全般的な見直しを行う、PDCAサイクルに基づき、自主的に事業を実施する法人である。



2 地方独立行政法人の対象業務

○地方独立行政法人に関する基本的考え方（地独法第2条）

住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、地方公共団体が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせること。

○対象範囲（地独法第21条）

- ①試験研究機関
- ②公立大学の設置管理
- ③地方公営事業（病院、水道、電気等）
- ④社会福祉事業
- ⑤公共的な施設の設置管理（介護老人保健施設、会議場・展示等施設、博物館、美術館等）

3 地方独立行政法人の職員身分の種類（地独法第2条）

公務員型（特定地方独立行政法人）（鳥取県、岩手県、山口県）

業務の停滞が住民生活等に支障又は業務への中立・公正性を要件として、役員及び職員に地方公務員の身分を付与。

非公務員型（一般地方独立行政法人）（東京都、北海道、青森県、大阪府、大阪市、京都市など）

公立大学のほか、上記以外の地方独立行政法人。

4 鳥取県産業技術センターの概要

- (1) 設立日 平成19年4月1日
- (2) 組織体制 (鳥取施設) 本部、電子・有機素材研究所
(米子施設) 機械素材研究所
(境港施設) 食品開発研究所
- (3) 役職員数(現員) 役員 5名 …理事長1(常勤)、理事3(常勤2、非常勤1)、監事1(非常勤)
職員 51名(うち2名は理事を兼務)
※交付金算定上の役職員定数… 役員6名、職員52名(計 58名)

○地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（抄）

（目的）

第1条 この法律は、地方独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる事項を定め、地方独立行政法人制度の確立並びに地方独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 この法律において「特定地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人（第二十一条第二号に掲げる業務を行うものを除く。）のうち、その業務の停滞が住民の生活、地域社会若しくは地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼすため、又はその業務運営における中立性及び公正性を特に確保する必要があるため、その役員及び職員に地方公務員の身分を与える必要があるものとして地方公共団体が当該地方独立行政法人の定款で定めるものをいう。

（業務の公共性、透明性及び自主性）

第3条 地方独立行政法人は、その行う事務及び事業が住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 地方独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を住民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律の運用に当たっては、地方独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

（地方独立行政法人評価委員会）

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。

(2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）

(2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第31条 設立団体の長は、地方独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。

(役員の報酬等)

- 第四十八条 特定地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当（以下この条、次条及び第五十六条第一項において「報酬等」という。）は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定地方独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国及び地方公共団体の職員の給与、他の特定地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、当該特定地方独立行政法人の業務の実績及び認可中期計画の第二十六条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定めなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第四十九条 設立団体の長は、前条第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬等の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、設立団体の長に対し、意見を申し出ることができる。

○鳥取県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成18年鳥取県規則第89号）

(各事業年度の業務の実績の報告)

- 第6条 法人は、法第28条第1項の規定により各事業年度における業務の実績について鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定により設置された地方独立行政法人評価委員会（以下「委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年度計画に定めた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該事業年度の終了後3月以内に、委員会に提出しなければならない。

(中期目標の期間における業務の実績の報告)

- 第8条 法人は、法第30条第1項の規定により中期目標の期間における業務の実績（次項において「中期業務実績」という。）について委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定められた事項ごとにその実績を明らかにした報告書を、当該中期目標の期間の終了後3月以内に委員会に提出しなければならない。
- 2 法人は、中期目標の期間の中途の時点において所管部局長から法第121条第1項の規定による報告を求められたときは、当該時点における中期業務実績を明らかにした報告書を提出しなければならない。